

## ☆免許状更新講習の対象者とは？

免許状更新講習を受講するには、下記の受講義務者もしくは受講対象者のいずれかに該当する必要があります。



### ◆受講義務者◆

現在の勤務先	現在の状況（現職等）
①幼稚園	幼稚園教諭 （非常勤講師・パート等含む）
②幼保連携型認定こども園	保育教諭 （非常勤講師・パート等含む）
③幼稚園型認定こども園	幼稚園教諭 （非常勤講師・パート等含む）

◇所定の期間内に更新の手続きを行わない場合、免許状は失効します。  
※現職教員の場合、免許状が失効することで失職に繋がる場合もあります。



### ◇受講対象者◇

現在の勤務先	現在の状況（現職等）
④幼稚園型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑤保育所型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑥地方裁量型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑦認可保育所	保育士（パート等含む）
⑧幼稚園併設型認可外保育施設	保育士（パート等含む）
⑨教職以外の職、無職	・教員採用内定者 ・非常勤講師リスト登録者 ・教員経験者

◇受講義務はありませんが、免許状を更新する希望がある場合、講習を受講することができます。

※認可外保育施設、小規模保育施設、事業所内保育施設に勤務する保育士は、⑧に該当しない限り、受講対象者に該当しません。



ご不明点やご相談は、福岡県教育委員会教職員課（管理免許係 ☎092-643-3894）等にご連絡ください。

## ☆更新手続きはどのように行うの？

### － 手続きのスケジュールイメージ －

手続き開始可能日（免許状の有効期限満了日の2年2か月前）

#### ①免許状更新講習の受講

1. 受講する講習を決めます。
2. 講習開設者（大学・当協会等）へ申込をします。  
※「教員免許状更新講習について」を参照ください。
3. 講習を受講します。
  - ・必修領域・・・6時間以上
  - ・選択必修領域・・・6時間以上
  - ・選択領域・・・18時間以上計30時間以上
4. 受講終了後、講習開設者（大学・当協会等）より「更新講習修了（履修）証明書」が届きます。

#### ②免許管理者へ申請

5. 免許更新修了証明書を全てまとめ、必要書類とあわせて免許管理者へ提出します。

【免許管理者とは？】

現職教員の場合→勤務先の所在する都道府県教育委員会

教員以外の場合→住所地の都道府県教育委員会

申請締切日（免許状の有効期限満了日の2か月前）

#### ③手続き完了

6. 免許管理者より、有効期限更新証明書又は更新講習修了確認証明書が届きます。（証明書には、次回の有効期限の満了日（修了確認期限）が記載されています。）

有効期限満了日（修了確認期限）